

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	404	地縁による団体の認可について	市民活動推進課
告示	405	地縁による団体の認可について	市民活動推進課
告示	406	ふるさとひめじ応援寄附金の納付に係る指定納付受託者の指定の変更について	ひめじ創生戦略室
告示	407	住民実態調査による住民票の職権消除について	住民窓口センター

姫路市告示第 404号

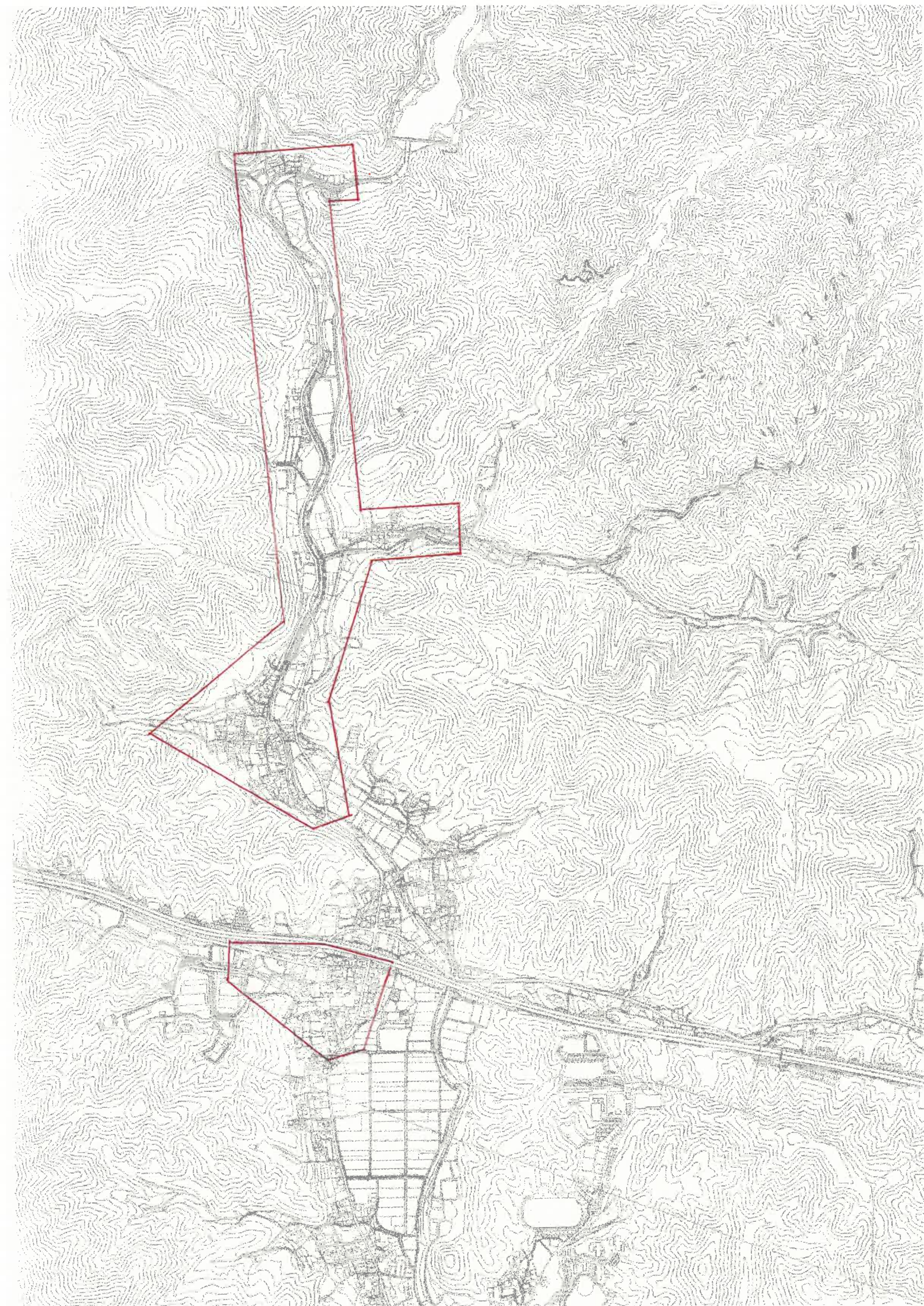
令和 8年 7月21日

姫路市長 清 元 秀 泰

地縁による団体の認可について

森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第3項による苅野甲組生産森林組合に係る組織変更の認可をした旨の通知があったので、同条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

名 称	苅野甲組自治会	
規約に定める目的	会員の愛町心に基づき、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。	
区 域	姫路市夢前町の区域のうち別紙に定める赤線で囲まれた区域	
主たる事務所	姫路市夢前町苅野1078番地4	
代表者の氏名及び住所	住 所	姫路市夢前町苅野1268番地
	氏 名	吉本 義弘
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無	無	
代理人の有無	無	
解散の事由	無	
森林組合法第100条の20第2項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日	令和8年（2026年）7月1日	



姫路市告示第 405号

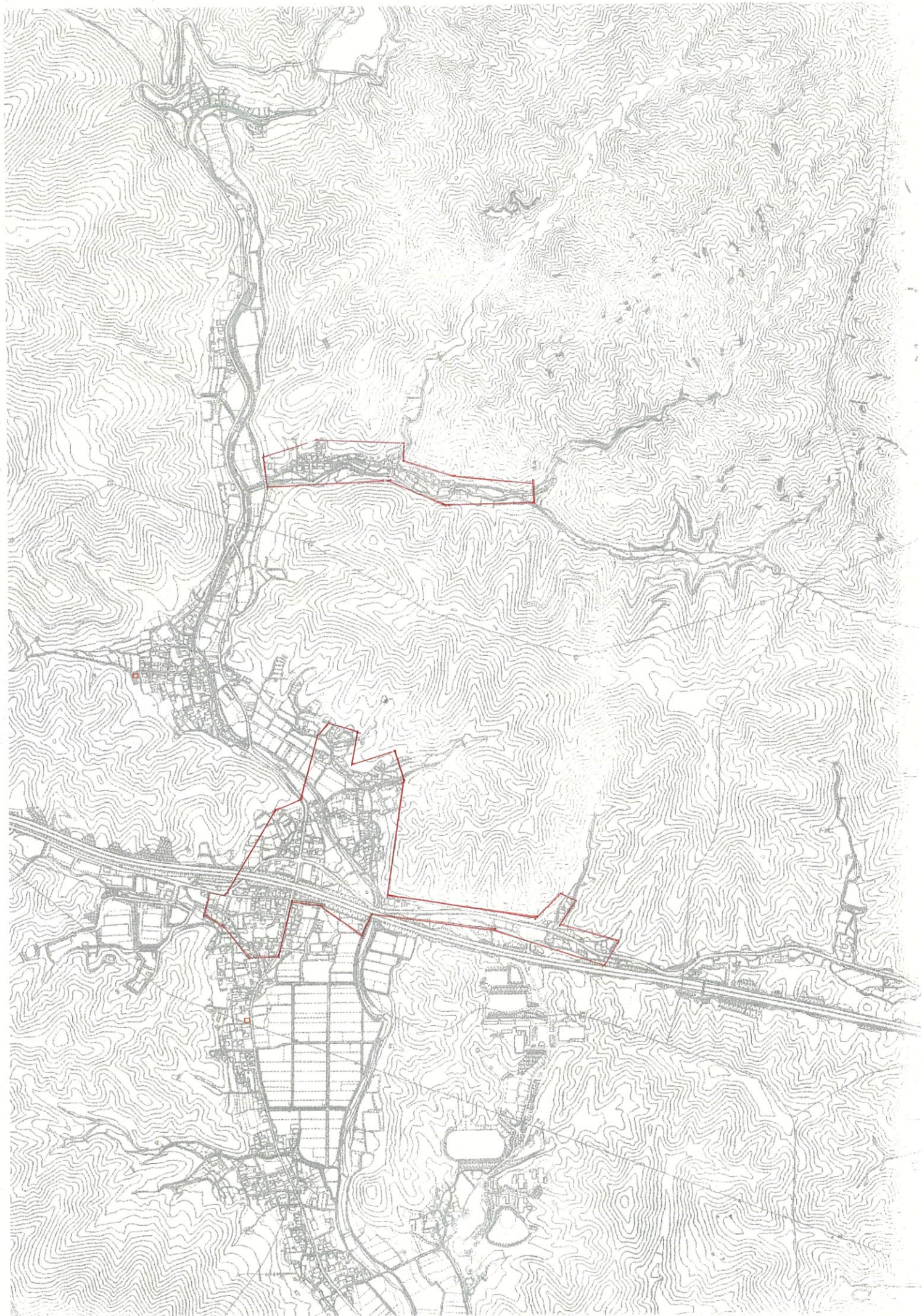
令和 8年 7月21日

姫路市長 清 元 秀 泰

地縁による団体の認可について

森林組合法（昭和53年法律第36号）第100条の22第3項による苅野乙組生産森林組合に係る組織変更の認可をした旨の通知があったので、同条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

名 称	苅野乙組自治会	
規約に定める目的	会員の愛町心に基づき、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。	
区 域	姫路市夢前町の区域のうち別紙に定める赤線で囲まれた区域	
主たる事務所	姫路市夢前町苅野746番地1	
代表者の氏名及び住所	住 所	姫路市夢前町苅野898番地
	氏 名	鈴木 康久
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無	無	
代理人の有無	無	
解散の事由	無	
森林組合法第100条の20第2項第7号の日又は同法第100条の22第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日	令和8年（2026年）7月1日	



姫路市告示第 406号

令和 8年 7月21日

姫路市長 清 元 秀 泰

ふるさとひめじ応援寄附金の納付に係る指定納付受託者の指定の変更について

ふるさとひめじ応援寄附金の納付に係る指定納付受託者の指定について（令和4年4月1日姫路市告示第134号）において告示した指定納付受託者の指定を下記のとおり変更するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第4項及び姫路市会計規則（昭和42年姫路市規則第24号）第26条の3第3項において準用する同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

変更前	変更後
東京都品川区上大崎三丁目1番1号	東京都港区北青山二丁目14番4号

- 3 指定納付受託者の指定を変更する日
令和8年（2026年）7月21日
- 4 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入の種類
ふるさとひめじ応援寄附金

姫路市告示第 407号

令和 8年 7月21日

姫路市長 清 元 秀 泰

住民実態調査による住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、下記の者の住民票を令和8年（2026年）7月17日付けで職権により消除しましたが、この旨を通知することが困難であるので、同条第4項後段の規定により告示します。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、姫路市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、姫路市（代表者：姫路市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

氏 名	職 権 消 除 前 の 住 民 基 本 台 帳 上 の 住 所
伊勢田 諭	姫路市書写1952番地1
中山 良夫	姫路市花田町小川550番地1 市営上野住宅1棟906号
坂井 清治	姫路市西今宿五丁目9番46号

本庄 俊夫	姫路市四郷町見野 4 1 7 番地 1 ハピネス見野 2 0 1
金子 國明	姫路市飾磨区亀山 2 4 番地 1